

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和3年 3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

学校施設管理業務委託

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

校舎内施設の巡回確認

平日

: 17時30分から19時30分

土曜・日曜・祝日・創立記念日

年末年始(12月29日から1月3日)

: 17時00分から18時00分

長期休業(春季・夏季・冬季)

: 17時30分から19時00分

※8月8日から15日及び12月31日から1月2日まではなし

(3) 納入期限(履行期間)

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所: 石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの170番地

所 属: 石川県立志賀高等学校

連絡先: TEL0767-32-1166 FAX0767-32-9077

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年3月29日(火) 11時

(2) 提出先

住 所: 石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの170番地

所 属: 石川県立志賀高等学校

連絡先: TEL0767-32-1166 FAX0767-32-9077